

オセアニアにおける養取をめぐる贈与交換

—— 北部ギルバート諸島における養子・里子慣行の考察 ——

馬 場 優 子

1. はじめに

社会科学一般にならって〈構造＝機能主義〉という名称を使えば、二十世紀の文化人類学はこの方法論の誕生から生成、衰退までを展開した。その中で提起された数多くの概念や理論の中には依然として現実世界の分析に有用な独自性をもつものが少なくない。「互酬性の原理」もそのひとつである。

マリノフスキー以降、数多くの人類学者が互酬性の原理を社会的行動の前提であり人間社会の組織化の基盤と見なしている⁽¹⁾。そして、互酬性をコミュニケーションの様式と捉えて現実の前産業社会を分析することが、近代社会の人間が前近代社会を理解するひとつの筋道となっているのである。近代社会の人間が理解可能な概念を用いて前近代社会を把握しようとするところにすでに一定の限界があるわけだが、この点は人間の想像力と理解力のうえにしか学問は発達しないことを考えれば止むを得ないことであろう。

レヴィ=ストロースは、人間の社会では基本的に互酬性の原理を基盤としたコミュニケーションがモノ、サービス（労働提供、労働貢献）、女の次元で行なわれ、それが社会の組織化をもたらしたと考えた。この場合のコミュニケーションとは「交換」ないしは「相互交渉」と捉えられる。「交換」を行なうにはその主体と交換相手が明確に区別されねばならないことはいうまでもない。インセスト・タブーおよび外婚制によって、婚姻および性の相手となりうる人々のカテゴリーとそれが禁じられる人々のカテゴリーがはっきり分類されることにより自集団と他集団の区別が明確になったとされる。この交換をレヴィ=ストロースは一對一のやり取りである「限定交換」と複数の単位集団の間で行なわれる「一般交換」に分類している⁽²⁾。

女が貴重な交換財と考えられたのは女がもつ生殖力および労働により価値あるものを生ずる能力ゆえである。女の生殖力、すなわち再生産能力に価値が置かれるのは、その能力が生み出すもの、すなわち子どもに価値があるということである。しかし子どもは子どもとしては価値があるとは言えない。成長し、役立つ労働力および生殖力を備えてはじめて価値が生ずる。そのような価値をもつ子どもも不確定要素をはらみつつも有用な交換財として扱われることは当然であると見なすことができよう。

アドルフ・ポルトマンが述べるように、人間は他の動物種と違って未熟な身体的段階で生理的早産をする⁽³⁾。従って出生後、成熟するまでの長い未発達の期間は保護と養育が絶対的に不可欠であり、また成人に達するまでに伝統・文化を学ぶうえで学習モデルもなくてはならない。その保護・

養育と社会化の場はどこか。

近代以降、子どもの養育および社会化の場として生みの親が構成する「家族」⁽⁴⁾が無比のものとして位置づけられているが、それは人間の寿命の長期化と関連づけて考えられねばならない。親の生存中に最終子が成人するという条件があってはじめて「家族」内成育が可能となるのであるから。しかし、近代以前の人間の平均寿命が再生産可能年齢とあまり差がなかったことを考えると、親の寿命が尽きるまでに成人しなかった子どもを保護・養育し、社会化する文化的な制度上の保障が何らかの形態で存在したことが想定される。そこに実親以外の成人による養育代替の制度すなわち養取制度が浮上してくる。

子どもが生みの親の許を離れて他の家庭で養育される慣習を養取慣行、養取制度というが、これは洋の東西を問わず、また時代を問わず広範な地域に見られる。養子は、子どもが法的に養家の正規の構成員としての地位が与えられるいわば擬制的親族であるが、里子は、子どもの法的地位には何ら変更のない、単なる養育環境の変化を受けるのみである、という養子と里子の区分が一般的にはなされている。しかし法的地位の変更の有無によって養子と里子の概念を区別しても現実社会の有用な分析道具とはなり得ない社会や地域もある。それは養取慣行が広範な規模で行なわれているオセアニアである。ロウィーは *Encyclopaedia of the Social Sciences* の中で「オセアニアは全体として養子が著しく多く、さしずめ養子のセンターのようだ」と述べ、実子がいてもいなくても養取し、子どもたちが実家と養家それぞれで幸福な時を享受している様子を記述している⁽⁵⁾。

本稿は子どもの交換すなわち養取慣行を集団間のコミュニケーションのひとつの様態と捉え、オセアニアの北部ギルバート諸島における子どもの一般交換とそれをめぐって行なわれる財の交換について考察するものである。

2. オセアニアの養取慣行

前述のようにオセアニアは全体として乳幼児から思春期までの子どもが生みの親以外の者の家庭で過ごす風習がきわめて顕著に見られる地域である。その期間は数時間から数日間という短期間から数年間までさまざまであり、またその理由、目的、動機等も多様である。現代オセアニアの諸社会ではこれを養子 (adopted child) と里子 (foster child) の二つのカテゴリーに概念上、区別している。本稿ではこの二形態を合わせて「養取慣行」とするが、各々の概念規定はオセアニア諸地域でほぼ共通したものであるので、まずそれを示しておこう。

一般に子どもの成育および生活の場が生みの親の家庭から他の家庭への変更 (空間的移動) のみが行なわれるのを里子とし、空間的移動のみならず子どもの社会的地位の変更 (社会的移動) を伴うものを養子として、それぞれ異なる語を当てはめている。従って養子は実親との社会関係が切断され、養取先の擬制的親族として新たな親族関係上の権利・義務のもとに位置づけられる。一方、里子は親族関係上の変更はない。実親と子どもとの権利・義務関係は留保されたまま、保護・養育行為が実親から里親に代替されるのみである。

現在はこのように概念上の区別がなされているものの、この区分は社会変化の招来した結果であって、本来は養子と里子の区別はなかったと考えられる。その理由は第一に、養子縁組も里子縁組も原則として親族集団内で行なわれるが、社会的移動が行なわれるためには移動する社会的単位が明確に分離しており、不分明であってはならない。オセアニア社会で夫婦単位の小家族が重要な社会的単位となるのはキリスト教宣教師の到来をもって始まるのであり、それ以前は土地保有単位であ

る出自集団が社会的、経済的に重要な機能をもつ単位集団であった。その中で小家族は再生産つまり生殖の単位ではあったが養育の単位はむしろ出自集団であり、子ども達は生活の場として出自集団内の諸家庭を比較的自由に選び、かつ子ども自身も選ばれていたであろう。そのような状況の下で出自集団内の一小家族から他の小家族へ移動しても、社会的地位の変更も権利・義務の変更も問題にならない。そのように養子と里子を区別せず共同体内での開かれた家族相互間の子どもの空間的移動が子どもの養取慣行の本来の姿であったと考えられる。

第二に、現在、オセアニア社会のほとんどでは養子と里子を概念上区別し、異なる名称を付しているが、個々のケースの実態は弁別しにくい。里子から養子へ事情に応じて転換したり、里子が養子かを確定する必要が生ずるまで曖昧にしておいたりする例は夥しく存在する。また、そのいずれでもなく、単にしばらく逗留して（あるいは預かって）いるうちに里子同然になり、さらに場合によっては養子になるケースも多々あるなど、他の家庭で養育される子どもの地位は容易に変化する。このことから養子と里子は本来は区別されていなかったであろうことが推定される。

近代ヨーロッパがオセアニアにもたらしたもののなかで、キリスト教を除けば、土地保有制度の変化以上にオセアニア社会に影響を与えたものがあるだろうか。伝統的な親族集団による土地保有制度はヨーロッパ人の理解を超えるものであったためであろうか、オセアニア各地の土地制度は彼らの理解と対処の可能な範囲内に歪曲され修正された。しかもそこに登録制が導入されたため、土地権に関する制度上の柔軟性を喪失することになった。その結果は現在に至っても解決の糸口が見出せぬままにこの島嶼諸社会を——特にオセアニアの中でも双系出自社会を——混迷の淵に立たせている。

広範囲に受け入れられたキリスト教は宗教、倫理、道徳観念の変化をもたらしたが、それだけにとどまらない。教会中心の生活を住民に課すため、それ以前は各出自集団の保有地で散村形態をとっていた地域では海岸部を中心とした集村形態に改められた。そのため、村落生活は大きな変化をこうむり、出自集団を中心とする社会生活は変化を余儀なくされたのである。出自集団の統合力の弱体化と反比例するかのようには小家族の自立性が強化された。各小家族は出自集団から与えられた土地使用権を家族内継承するため、後継者となる実子をもたない場合は養子をとって土地権の継承をはかるようになる。養子制度の成立はこのように小家族の自立性と関連していると考えられる。

本稿が対象とする北部ギルバート諸島には現在、養子制度と里子制度が存在する。里子制度は身分階層制と結合したもので、Lambertは「里子慣行 (fosterage)」に代わって guardianship という語に切り替えている⁽⁶⁾が、本稿では「里子慣行」を使い、“guardian”を「里親」，“ward”を「里子」とする。

3. 北部ギルバート諸島の社会組織と土地保有制度

現在、キリバス共和国に属するギルバート諸島は16の低珊瑚島から成り、地理的にはミクロネシアとポリネシアの接点に位置する。気候、土壌などの自然環境上の条件から主要生産物はタロイモ、ブレッドフルーツ、ココナツ、パンダナスなどのほか、近海での漁撈による水産物である。紀元前千数百年および紀元14世紀に諸島南部にサモアからの移入民があり、さらに17世紀に再びサモアからの来島者が諸島南部を侵略し、諸島最北部を除いて平定したと言われている。こうした歴史的背景の下で現在、ミクロネシア語を話す⁽⁷⁾が文化全般においてポリネシアの影響を宿し、基層のキリバス文化にポリネシア文化が覆い重なっていると見なしてよい⁽⁸⁾。

社会組織はミクロネシア全般に広く見られる母系出自制ではなく、ポリネシアと同じく双系出自

制がとられ、双系出自集団（ramage ラメージ）が土地所有単位を構成している。諸島南部の島社会には明確な階層分化は生じなかったが、本稿の対象とする最北部のブタリタリ島とマキン島は階層化された社会を作った。

プレコロニアル期の19世紀半ばにはブタリタリ島とマキン島はブタリタリ島に住む最高首長を頂点とするひとつの政治単位を成していた⁽⁹⁾。この政治単位の最高首長の長男子の直系系統が高位首長位に就く。高位首長の息子あるいはキョーダイにつながる傍系系統の子孫が貴族の階層を成し、〈自由民〉のラメージを構成している。各ラメージの首長はその中の長子の系統から出る。この政治権力の傘下にブタリタリ島には10の、マキン島には二つの自立的村落があった。各村落では世襲的な村長の統治下で長老達による評議会が村落共同体に関わる問題に対処していた⁽¹⁰⁾。村長の地位はその長男子の系統に世襲的に受け継がれていった。大部分の土地は、村長もその一部である貴族のラメージに所有されていたが、実際に土地を耕作するのは土地に在住する平民のラメージであった。

1922年における宗主国イギリスによる土地制度の改革の後は村落の土地の多くはその村に本拠地を置く双系的出自集団の帰属となった。その集団の始祖に男系もしくは女系をもって系譜的につながる人々が構成員である。ただし双系制であるので一個人は複数のラメージに帰属権をもっており、通常、主要なラメージ以外に4ないし5集団の潜在的帰属権をもっている。

伝統的土地保有制度の下ではラメージの核である兄弟姉妹とその子ども達から成るキョーダイ集団が土地の使用権を親から合同で継承した。従って対外的にも、例えば高位首長への贈答などの際にキョーダイ集団は一組として見なされるなど、共通の利害で結びついていた。現在はキョーダイ集団は親から継承した土地を取り分に応じて分割し、各々が排他的な使用権をもつようになっている。いずれにしてもキョーダイ集団は昔も今も経済的にきわめて重要な単位であり、物質的な共有にも共同労働にも欠かせない集団である。

ラメージが創設されてその始祖の子ども達あるいは子ども達と孫たちが一集団として統合されていても、世代が下がれば分裂する。およそ3世代も経てば樹木が枝分かれするように長男子の幹ラメージから周辺的な枝ラメージが土地の分裂を伴って分岐する。前述の土地制度改革後、すべてのラメージ分節に集団の土地への平等なアクセス権が保障されたが、伝統的状况においては長男子が土地配分に関して最も優位な地位にあった⁽¹¹⁾。従って幹ラメージの長男子がラメージ首長としてラメージ全体の管理権をもち、対外的、対内的に最も強い発言権をもっていた⁽¹²⁾。

ミクロネシアでよく見られる土地権の二重性が北部ギルバート諸島でも見られ、同一の土地区画に対して、(1)条件付所有権（provisional ownership）と(2)永代所有権（residual ownership）が設定されている⁽¹³⁾。前者は用益権、利用権といったもので、状況によっては恒久的権利に転換することもあるが原則的には限定された期間のみ自由使用が可能である。大部分の土地はこの二重土地権により二つのラメージに二重帰属していたが、実際に耕作に利用するのは条件付所有権を与えられたラメージであった。そしてその代償として永代所有権をもつラメージに贈物をし、労働提供を課せられていた。この制度は不在者の土地権を保護することにもなる。たとえば村を離れて他村に居住しているラメージ成員は永代所有権を保持したまま在村のメンバーに条件付所有権を譲り、土地の耕作を続けてもらう。それによって将来、本人もしくはその子孫が帰村した時のための土地権を確保できるのである⁽¹⁴⁾。

また、夫方居住婚が妻方居住婚より勝っていたため、親の土地権継承に際して婚出する娘の取り分は息子より僅少であったが、通常、娘にも親のタロ田を使用する権利は残された。その場合、兄弟と姉妹との間でペアを組み、婚出した姉妹が永代所有権をもつ土地の条件付使用権をペアを組ん

だ兄弟が与えられて土地を利用する。このペアは頻繁に往来し、諸事緊密に協力し合った。そして姉妹の子どもが後に母方継承を行なって帰村した時に条件付使用権を返還した。

土地権の二重性は貴族階層と平民の結合を容易にし、居住地変更にある程度の自由度を与えている。何故なら、他処からの移入者は当然、当地に土地を持たぬが、貴族階層が永代所有権をもっている土地の条件付所有権を得て土地の耕作を始める。そのまま数世代の間、その土地を利用し続ける。村長をはじめとして貴族層はこうした他処者を物質的に保護する役割があり、そうしているうちに彼らは村落共同体の一員となってゆくのである。土地制度改革後、階層制度が崩れ始め、現在は貴族の顕在的な特権は次第に弱まってきている。

4. 北部ギルバート諸島の養子慣行

養子取りをギルバート語で *te natinati* という。その他動詞形は *natina* ('to possess/treat as one's child') である。意味するところは、自発的に自分の子どもとしての社会的地位を授ける、というもので、子どもの社会的位置づけの変更を意味する⁽¹⁵⁾。*te natinati* によって子どもの地位は変更され、養親の子どもとなり、養親のラメージの一員となるわけで、いわば親子関係の社会的創造のためのメカニズムと捉えることができよう。

養子取りをする動機としては、実子がいる場合は実子が巣立ったあとの労働力確保や老後の介護者確保、実子がない場合は、労働力確保、老後の介護者確保はもちろんのこと、土地権の後継者として、また各種の知識や技術を継承する者として養子を得る。実子がない場合は夫も妻もそれぞれのラメージ内で土地権を保有し続けるためにそれぞれの血縁者を養子に取るが、まれに夫と妻がお互いの親族を養取することもある。要するに養子と養取者の間柄には親族関係があるのが原則で、一般的にはキョーダイやイトコの子どもや孫、すなわち類別的子どもや類別的孫を養取する⁽¹⁶⁾。

養子縁組は協約事項であり、養取者が養子に土地権の一部を移譲することによって初めて養子縁組を遂行したことになる。この土地を *te aba-n-nati tibu* あるいは *te aba-n-tibu* という。この土地の贈与をしないと養子は実家に戻り、縁組は解消される⁽¹⁷⁾。また、養子は養親の子どもとしての地位を得るとは言え、養親に実子がいる場合は実子と全く対等な相続はできない。すなわち生まれながらにして当該ラメージの成員がもつ権利を擬制的親族は同等に得ることはないのだ。特に系譜的關係が近くない場合や養親のラメージが高位の場合はそうである。

養子が養親から受け継ぐ土地は、養子が老いた養親を扶養するにあたりその食糧を生産し生活必需品を獲得するための生産物を採取する土地である。従って養子が養親より先に死んだら、養親はこの土地を取り上げて実子に分配する。また養子に与えられた土地権は、養子に実子がいる場合はその子が世襲するが、子を産まずに死んだ場合は養親の、あるいは養親の長男子のラメージに返還される。

一方、養子は養親のラメージの成員として新たな社会的地位を得るものの、実親のラメージの一員でもあり続ける。従って実方、養方双方からインセスト規制を受け、実父母および養父母それぞれを通して3世代遡及した祖先を共通にする者との婚姻と性関係が禁止されている⁽¹⁸⁾。

次に親族関係のない者の養取についてあげておく。これは土地制度改革後、行なわれるようになった新しい傾向で⁽¹⁹⁾、他島からの移入者が当地に定着するまでの段階でとるひとつの方法である。移入者は当該村落に土地を所有していないので村落共同体の正式な構成員ではないが、地元民の養子になることによって土地権を獲得し、村落の構成員となる。親戚に連れられて来島し、長逗

留した他島出身の子どもたちや他島出身の学校教員がそのようにして当地域に定着している。このような場合、当該ラメージの擬制的親族として土地の利用権は与えられるが、ラメージの正式な成員とは見なされない。

5. 北部ギルバート諸島の里子慣行

養子縁組が実親の権利・義務が移動して法的拘束力のある別の新しい親子関係を創造するメカニズムを提供するのに対して、里子慣行においては親の権利・義務は他者に一時的に代行されるにすぎない、という概念上の区別が一般になされる。当地域の里子慣行は、子どもは父親あるいは母親の親が養育する、あるいは祖父母が孫の養育に積極的に携わるといふ、この地域で一般に見られる慣習に由来するもので⁽²⁰⁾、それは「里子に取ること」を *tibuna* ('to take as a grandchild') と表現する点にも表れている。従って子どもの帰属する出自集団の成員権や地位、財産権の継承に関しては変更はなく（ただし最終的に養取される場合は別である）、実親の出自集団の成員権をもち続ける。

親の保護・養育義務の代行という意味で里子慣行の範疇に入る当地域の guardianship は、擬似的な祖父母と孫の関係を樹立する制度ではあるが若干の逸脱が見られる。Lambert は 1970 年の論文で里子慣行を非形式的な子どもの貸借や移動——すなわち頻繁にやって来たりしばらく逗留したりして家人のように食事をし、就寝し、手伝いをして過ごす親戚や近隣の子どもの場合や孤児を親戚の誰かが面倒を見るなど——のみに対応させ、guardianship を里子慣行から独立させているが⁽²¹⁾、本稿ではこれも里子慣行とする。何故なら、1)当地域の里子慣行は原型が祖父母による孫の養育にあり、それが類別的祖父母と類別的孫に拡大されたものである。その意味では guardianship も里子慣行のカテゴリーに入る、2)里子慣行の主要部分は guardianship によるものであることが Lambert 自身の現地調査⁽²²⁾ からあきらかである、3)非形式的な子どもの移動や貸借はオセアニア一帯で見られる子どもの成育過程の一般的な側面であり、親の保護・養育行動の代替とは言えない、からである。以下本節においては guardianship に焦点を当てて当地域の里子慣行を述べる。

北部ギルバート諸島の里子縁組はおおむね親族関係のある者の間でとり行われる。一方、この慣行は当社会の身分制度をよく反映し、身分の下位の者が高位の家系の子どもの保護・養育する制度でもある。言い換えれば子どもを与える集団（子与集団）すなわち実親側は子どもを受け取り育てる集団（子取集団）すなわち里親側より高位の身分（あるいは最近ではより裕福な者）で、その逆はない⁽²³⁾。

通常、類別的孫（第 2 下位世代以降の傍系親族）を里子取りする。Lambert が調査したところでは約 8 割の里親・里子関係が図 1 の(i)ないし(ii)の関係で、さらに(i)と(ii)も少数例があった⁽²⁴⁾。

ここで親族集団内の地位と身分階層制の中の地位は必ずしも一致しない点に注意したい。例えば図 2 において P は貴族のラメージの子ども、Q は平民のラメージのメンバーとすれば、P と Q は親族ではあるが身分が異なり、高位身分の P は Q が里子取りするのに適した関係である。同様に図 3 で、平民 X の女性親族 Y が貴族のラメージに婚入したとすれば、Z は X より上位身分であり、X にとり親族関係があつてなおかつ上位身分の Z は里子とするのに適切である。このように里親と里子は血縁関係はあるが相互に強い統合性をもつ出自集団の外部に位置する。いわば里親・里子関係は社会階層に沿って組織されているといえよう。

里子取りを行なう際には養子縁組と同様に子を出す家族と受け取る家族双方の間の合意が必要で

図1

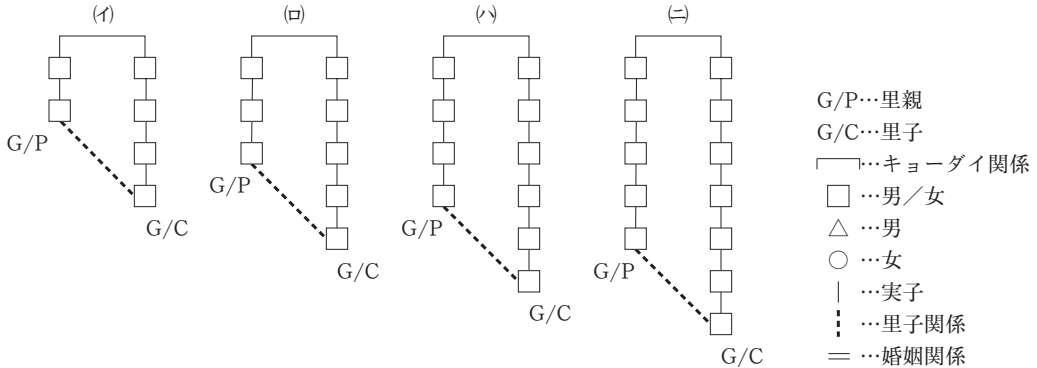


図2

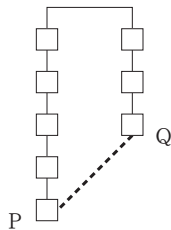
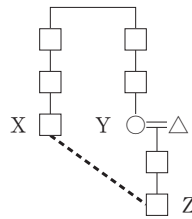


図3



ある。その時期や段階は定まったものではないが、通常、子どもの出生前か出生直後に里子取りを希望する者が実親に要請し、了解を得る。中には妊娠直後に要望したり、出生後、先に子どもの世話を開始してしまって、その既成事実に基づいて正式の契約に至る場合もある。いずれにしても里子契約は子どもの性格、容姿、さらには性別を問わずに、また実親側も里親側も子どもへの愛着が生ずる以前に行なわれる。

子どもを里子として出すことを要請された実親がそれを拒絶することは、すでに他者への引渡しが決めている場合を除いて甚だ困難である。それを敢えて行なえば、この社会の倫理道徳律において最も忌み避けるべき“寛大さの欠如”や“物惜しみ”のレッテルを貼られるのである。

同一の子どもに関して競合する里親候補がいる場合は、通常は片方が次子を貰い受ける契約をして身を退くが、危うく暴力的闘争になるところを両集団がともに当該児を里子とすることで解決した例もある⁽²⁵⁾。

里子取りの協約が完了している新生児が誕生すると直ちに里親となる者がやって来る。そして抱いて歩き、自らの里子であることを世間に公然と主張する。しばしば名づけをも里親が行なう⁽²⁶⁾。誕生儀礼の規模は里子取りされるのが第一子かそれ以外かにより大きな差異が見られる。第一子の場合は盛大に行なわれる。里親はまず、子どもの実母のラメージが行なう祝宴に参加する。それは子どもの臍帯崩落まで続く。次に、子どもの実父のラメージが開く祝宴へ子どもとその実母とともに移動する。それは3日間行なわれ、最後に里親のラメージがやはり3日間宴会を開く。このように第一子の誕生に際しては里子に出すにしても盛大な儀礼を行なうが、第一子以外は高位首長の子どもおよびそのキョーダイの子どもの場合を除いてごく簡単かつ質素であり、実親の家で里親が食糧を持ち込んで食事をともにするだけである⁽²⁷⁾。

里子の基本的な生活の場が実親の家庭から里親のそれへ引き移るのは離乳時である。おおむね

2~3歳頃だが、母親がその前に妊娠すればより早くなる。また里母が実母に代わって授乳している場合は事情が異なり、引き移りは早い。子どもが里親の家への引き移りを拒めば移動の時期を遅くしたり、昼間のみ里家で過ごし夜間は実家で眠るなどさまざまな工夫をもって柔軟に対処し、決して無理強いはいしない。何故なら、子どもは自分の住処を自由に選ばないと病気になると考えられており⁽²⁸⁾、食べる場、眠る場は子どもの選択に任されているからである。そのため里子取りが中止されたり、引き移りの時期を遅くすることも生ずる。

引き移りが行なわれた後の里子は原則として夜は里親の家で眠ることが期待されているが、実親が同村にすんでいれば実親の家に入り浸り、夕方になっても里親の許に帰らなければならないケースがある。逆に、里親に深く愛着を抱き、実親を訪れたがらない子どももいる。里子の養育には現実には実親も参与し、里子が病気の時の看病には里親のみならず実親も協力して行なう。里親が遠方に旅に出る時は必ず里子を連れてゆくなど里子の福利に最も関心をもつのは里親である。また里親は里子の経済的役割にも期待と関心を持ち、実親の家その他に逗留して戻ってこない里子を食物を持参するなどして連れ戻しに行くが、その理由の多くが家事労働の担い手として必要だからである。このように里親は実親の養育義務を代行すると同時に子どもに対する一定の権利の行使を期待することができる。

里子と里親及びその家族が相互に深い愛着を抱いていても、里子の人生を決定する時に第一義的影響力行使するのは実親である。子どもは成人以前は里親に相談したり忠告を求めたりするが、結婚に関する決定権は実親がもっており、実親の同意を得なければならない。里親は相談を受けることはあっても阻止する資格はない。ただし子どもの実父がすでに他界し、実親のキョーダイたちが子どもに関心を寄せていない場合は里親が代替する。

里親は実親の養育義務を代行するのであるから実親に対して子どもの養育というサービス（労働奉仕）を提供することになる。養育負担への返礼として子どもの実親は里親に一筆の土地およびタロ田やカヌーに対する一時的権利を譲渡する⁽²⁹⁾。この贈与財を *baa-nn-uri*（子どもの身体を拭うために使用される *guettarda* の葉の意）といい、子どもの里親方への引き移り後、直ちに譲渡される。実親の土地とはいえ、父または母が各々の帰属する出自集団から与えられた土地である。実親が夫方居住婚であれば父親から、妻方居住婚であれば母親から土地権を贈与されることになるわけだ。

往時、ラメージあるいはキョーダイ集団が合同で耕作していた頃は、ラメージあるいはキョーダイ団が集団で里親となり、受け取った贈与財は当該ラメージあるいはキョーダイ集団全体で共有した。ラメージの成員権や土地権に登録制が導入されている現在、実親が高位首長や貴族の子孫をはじめとする富裕層の場合は里親に譲渡するが、そうでない場合は子どもが成人後、実親から継承する予定の土地を週、月、年単位で利用する権利を与えられるのみである⁽³⁰⁾。

前述のようにミクロネシアでよく見られる二重土地所有制の下では一筆の土地に対して条件付所有権すなわち用益権・利用権（但し状況によっては恒久的所有権になることもある）と永代所有権が設定されている。里子の実親が養育負担の代償として里親に贈与するのは条件付所有権である。その土地の真の所有者（永代所有権者）は里子（子ども時代はその父親）だが、彼の食物であるタロイモを栽培し、彼の衣服その他必要な生活財を購入する資金源となるコプラを植える土地であるから、里親の完全な管理の下に置かれている。カヌーに対してもココナツ林の利用に対しても条件付権利が譲渡されるが、そうした動産や生産物は里親の自由な裁量で処分できる。

この権利は里子が成長して実親のもとへ戻ったり、独立して家庭を構えたりした後も返還されることはない。里親の子孫に双系的に継承されてゆく。里子が養家で適切な養育が施されなかったり、

実家と養家間の良好な関係が崩れると里子縁組そのものが解消され、贈与財の返還という事態が生ずるが、そうでなければたとえ里子が成人する前に死んだとしても一度贈与された財は返還されない。

里子は成人し結婚すると里親の土地から離れる。その土地が属しているラメージの構成員ではない里子はそこに住む権利をもたないのだ。夫方居住婚を選ぶなら女は夫の土地に住む。男は父か母、あるいは両祖父母の土地に住む権利をもつので、その土地の人々の同意を得たうえでその地に居住する。巣立った里子が里親の許を再訪する機会は多い。家庭内の揉め事からの逃避や出産のため等々さまざまな理由でやって来ては数ヶ月、数年という期間をそこで過ごすことがあり、その場合常に里親およびその家族から歓迎される⁽³¹⁾。

里子が成人し、独立した後も里親は里子取りの時の贈与財を返還しないのであるから、それに伴う儀礼上の、かつ、道義的な義務は存続する。とりわけ里親の主要な義務は贈物の贈与である。里子の人生の転換期の儀礼には里親とそのラメージの人々が大きなタロイモをはじめさまざまな食物を持参してやってくる。里子が旅行から帰島した際などの祝宴についても同様である。里子が遠方への旅行中に病に倒れるようなことがあれば直ちに里親は食糧をもって駆けつけるなど、成人後も日常的に子どもの福利に気遣うのは里親である。

逆に、自分を育ててくれた大人には一生恩義を尽くすこの社会では、里子は里親に対して物質的、道義的に最大限の寛大さを示し、里親が財物や労働貢献を請求・依頼してくると拒むことはない。消耗品や現金は里親が要請すれば与えられるし、耐久消費財も要求すれば一時的所有権を取得できる。カヌーにしても承諾なしに里子の一時的所有権を行使できる。

里親の老後の生活に果たす里子の役割は大きい。里親の実子が老いた親を扶養しない場合はとくにそうである。頼りにするのはもっぱら里子で、各種の食糧や生活必需品を持ってくる。状況によっては里子の家に引き取られ、生涯そこで生活する者もいる。中には実子の家と里子の家を交互に移り住む里親もいる。

一度里子縁組が取り結ばれると両ラメージ間では世代継承的に里子取りが行なわれる。すなわち里親は里子の子どもをひとり養育する義務と権利を備えているのである。二代目の里子は原則として一代目の第一子であるが、第一子誕生の時に里親が島に不在であったりして条件が整わない場合は次子誕生まで待たねばならない。一代目の里子に実子がいない場合はそのキョーダイの子どもを二代目の里子とする。一代目里子の孫、曾孫など4世代あるいはそれ以上にわたって里親は里子取りするが、この場合の「里親」は一代目の里親のみを意味しているのではなく、その子あるいは孫の世代のキョーダイたち、すなわち一代目里親のラメージ全体を指している。従って里子の扶養に貢献し、その福利に責任をもつのは里親のラメージであるから、里子契約の時の贈与財も集団として条件付権利を分有する。そのラメージも世代経過の中で増殖を続けると、その一部は里子に対する権利・義務への関心を次第に喪失してゆく。そうした成員はやがて排除され、贈与財への権利を失うのである。

実親方から里親方への贈与財としての土地の譲渡は最初の協約時に行なわれるだけではない。その時点では条件付権利の譲渡だが時間の経過とともに条件付である点が曖昧となり、3、4代目頃には永代所有権と捉えるようになる⁽³²⁾。従って3、4世代後に里子縁組をする時にはあらためて子と集団は子取集団に土地を贈与しなければならない。

里親と里子は血縁関係は辿れるもののきわめて近縁とは言えないが、親族関係に由来する感情がそれぞれの子孫の間で世代を超えて続くインセスト・タブーに反映されている点にも注意しておきたい。里親と里子それぞれの子孫は相互に近い血縁親族と同一視され、その関係が記憶されている

限り結婚および性関係は禁止される。その反面、里子のキョーダイやその子孫にとって里親のラメージの構成員との結婚はインセスト・タブーにならない。里子は社会的地位の変更がないとは言え、実父母のみならず里親をも通して婚姻規制を受けるのである。このようにして里子は実親方および養親方のいずれのラメージの構成員とも結婚できず、その他のラメージと婚姻関係を結ぶことになる。その意味で里子は第三の集団との結合を促進する役割を担っているといえる。

コロニアル期以前、他島からの移入民の定着化に果たした里子慣行の機能も指摘しておきたい。他処からの新参者は地元のラメージの構成員と結婚して配偶者の土地を利用することによりその地に居住できた。土地をもたない彼らは土地の永代所有権をもつ貴族層から土地を借りることはあってもその利用権は安定したものではなく、剥奪されやすい立場にあった。しかし、彼らは貴族層や村長など強力なラメージの子どもの里親になることによって贈与財として排他的に使用できる土地を手に入れることができた。その代償として、政治的に保護され、防衛される臣下に位置づけられたのである。このように移入民による里子取りの場合も里親方は子与集団の下位にあったことは明らかである。現代においても依然として貴族の子孫や富裕層が子与集団になる傾向があり、里子慣行は異なる階層間の子どもの移動といえることができる。

6. 子どもの交換と財の移動

養子取りも里子取りも子どもが実親の家庭から他への空間的移動をするのであるから、いわば子どもの一般交換が行なわれると見なすことができる。しかしこの二者は実親や養親・里親との社会関係については同一ではない。それをまとめてみると、

養子：

- ① 子どもに関する権利・義務を主要な内容とする「親性」(parenthood)が恒久的に移譲される。
- ② 本人を取り巻く親族関係の再編成が生ずる。
- ③ 財産権は実親および養親から継承可能である。
- ④ 実親、養親双方を通して結婚規制が働く。

里子：

- ① 子どもに関する権利・義務を主要な内容とする「親性」の一部が代行される。
- ② 本人を取り巻く親族関係に変更はない。親族名称は変更されない。
- ③ 財産権は実親から継承する。
- ④ 結婚規制は実親、里親双方を通して働く。

さらに社会関係や地位の変更に関する差異ゆえ子与集団すなわち実親方と子取集団すなわち里親方の間の贈与交換もまた異なってくる。養子取りの場合、子取集団は子与集団から子どもを受け取って養育する。子どもに関する権利・義務が子与集団から移譲されるのであるから、養親方は子どもの保護・養育の義務を負うと同時に子ども当人の労働および再生産に関わる権利と集団への忠誠を得る権利を子与集団から取得する。こうした権利は集団の存続にとって不可欠かつ無比の価値をもつものであるから、子与集団は子取集団から返礼としてこの社会で最も価値のある財である土地を手に入れるのである。第4節でも述べたように、養子が養親に対して誠意を尽くし労働奉仕をもって貢献してはじめて養子は養親から土地権を継承し、正式に養子と認められるが、そこには財の移動の条件として養子の労働力および忠誠心に関する権利の移譲およびその実際の行使が肝要であることが表現されている。

養子は親族関係上、養方つまり子取集団の構成員として編成替えになるのであるから、養子が養親から土地権を継承しても財の移動にはならないように見える。しかし、養出した子どもは養親方のラメージの一員になると同時に実親方の一員であり続ける。養親からも実親からも土地権を継承する資格があるのだ。またインセスト規制が養親および実親双方を通して課せられる事実からも明らかかなように養子は養方と実方双方の集団を連結する輪のようなものである。養子が成人後一家を構えて子孫を生し、養親から相続した土地が実親から相続した土地とともに子孫に継承されてゆくと、時間の経過と共に二種の土地の区別が曖昧になってゆき、その土地に対して養子の血縁者すなわち実親方の集団が権利を主張してくる。養親方の集団に当の土地の由来を記憶している者が生存していれば土地紛争が生ずるが、すでに亡くなっている場合は実親方集団の土地として扱われてゆくことがある。この意味で長期的に見れば土地権が子取集団から子与集団へ移動すると見なしてよい。

このようなわけで養子取りは親族の関心の的であり、場合によっては親族集団全体を巻き込んだ紛争へと発展する。親族内から養子を迎えるのであれば子与集団へ土地を譲渡しても先祖の土地を統合することになるが、非親族の養子であれば親族集団の土地の流出や散逸をもたらす歓迎されざる事態が十分に予測される。また、親族内養子取りであれば、それに付随するさまざまな財や労働奉仕の授受は親族関係のあるラメージ間の義務である互酬性を一層確実なものにするが、非親族からの養取であれば親族間に期待される互酬的行動の衰退を促進することになり、それは親族に対する挑戦を意味する。こうした理由から親族内養子縁組を原則とし、非親族との養子縁組に対しては集団内の甚大な抵抗を受けるのである。

この場合の親族とは第4節でも述べたように、最も結束力の強い最小のラメージを超えるものであっても系譜的にあまり隔たっていない範囲が一般的である。系譜的に離れた身分差のある親族や養親が高身分の場合にはたとえ養子縁組が行なわれたとしても養子は実子と同等の土地権継承は叶わない。親族集団内の身分をほぼ同じくする親族との養子縁組を原則として土地継承が行なわれるのである。この社会では養子制度は同一身分の親族集団内の子どもの交換と土地および資源という財の移動、調整という機能をもつといえよう。

里子取りでは、子どもは空間的には里親方へ移動するが、「親性」は全面的に移譲されるのではなく、保護・養育の義務および子どもの労働力への権利が里親に代行される。子どもの集団への忠誠心に関わる権利を里親が得るわけではない。里親方は実親方に対して子どもの保護・養育という労働貢献をし、その返礼として実親方から土地を贈与されるのである。里子の成人後は、里子自身が交換の主体となって里親側に消費財を贈り、里親も里子の重要な人生儀礼の時には食糧その他の財を贈り続ける。里子は成人後、実家すなわち子与集団の中核となる可能性が高いので、この贈与交換は子与集団と子取集団の交換と見なしてよい。

里親方は里子の成人後、儀礼時に大量の食糧を宴会用に贈与するとはいえ、やって来た里親方の人々は子与集団の人々と同等に大量消費し、大量に分け前を持ち帰るのであるから、子与集団の取り分は子取集団に比べて多いわけではない。子取集団は子与集団から土地権を獲得し、里子の成人後は食糧をはじめとする生活財や耐久消費財などの物質的な贈与を受け続けるが、子与集団にとっては実質的には里子が成人するまでの扶養に必要な消費財を負担してもらっただけである。この子与集団と子取集団の間の非対称的贈与交換を支持する社会的基盤はなにか。ここで子与集団は子取集団より常に高身分の集団であることを思い出す必要がある。

第5節で述べたように一時的で非形式的な「居候的」里子を除けばこの社会の里子には二種の型がある。

第一に里親が親族関係のある子どもを里子とする場合で、その大半は里親の類別的孫である。血縁者ではあるが、異なるラメージの構成員であって強固な親族的結合の外にある。里子の出身ラメージは常に里親のそれよりも高位である。第二に新参者が地元の貴族の子どもを里子取りする型がある。いずれの場合も高位身分の子どもを下位身分の者が里子として引き取り養育する。里親方は養育という労働貢献に対して土地等を贈与されるが、この関係に基づいて子取集団は子与集団の保護を受けるのみならず臣下となって両者は政治的同盟関係に入る。キョーダイ集団とその子どもというような結束力の強固な小範囲の親族を超える団結の維持には血縁関係以外の契機を必要とするのだ。言い換えれば血縁のみで繋がっている人間同士は同一ラメージに属していない限り安定した緊密な支持と協力を期待できず、高位首長や貴族の地位は血縁関係以外の原理に基づく団結や同盟関係をもってはじめて保たれる。里子縁組はその契機を与えるものと考えられる。

以上から里子取りはこの社会に身分を超える親族集団間の子どもと財の移動および調整とその結果としての集団間結合を招来するものであるといえよう。

7. おわりに

現代の産業化された社会ではオセアニアに見られるような子どもの一般交換は行なわれていない。近代社会の人々が子どものやり取りに忌避傾向を示すのは何故か。それは「近代家族」の密索性、宿命性と強く関連していることは言うまでもない。近代社会においては「子どもは実の親が育てるべき」「子どもは実の親に育てられてこそ幸福になれる」等の言説が十分な根拠もなく信仰されており、何らかの特殊な事情の下でのみ子どもは実親以外の者の手で養育されるが、それは秘匿すべきスティグマにすらなる。

「近代家族」のそのような硬直性は各種の社会的病理現象を生み出している。構成員の再編成に関して柔軟性が低く、夫もしくは妻の置き換えを除いて不可能に近いという事実がもたらす諸問題はそのひとつの側面であろう。この状況において親子間の心理的不適合を積極的に解消する有効な方途を見出せない家族は崩壊するのを待つのみである。あるいは皆が仮面を被り、一定の時間の経過を待つほかない。構成員の入れ替えによる家族集団のあり方の可能性は近代社会では模索の対象にすらなっていないのである。またこの硬直さゆえ、富や資源の偏在性が自動的に是正、調整される装置を備えにくいことも「近代家族」のひとつの特徴であろう。

筆者がオセアニアの養取慣行に関心をもつのはそれがこうした「近代家族」の負の側面が胚胎している社会的制度と対置されるからである。融通性、柔軟性を特徴とするオセアニアの家族・親族制度の下では対内的、対外的な人間関係を調整し、集団間の人的資源、富や自然資源の偏在を是正する作用が伏在している。それは養取制度という文化的装置と大きく関連するものである。

本稿では身分階層性の伝統のある北部ギルバート諸島における養子・里子慣行を財の贈与交換との関連で考察した。この二つの制度は子どもの移動の方向に対して財の移動の方向が逆である。子どもの移動方向と財の移動方向が反対である養子制度は、身分差のない出自集団間における人間と資源（土地）の偏在を調整する機構であり、子どもと財の移動が同一方向に行なわれる里子制度は、身分を異にする出自集団間の資源の偏在を調整する機構であることを示した。里子制度はさらに身分階層制の政治的保障という側面をも持つ。子どもと財の一般交換はこのように北部ギルバート諸島という文化的地域では経済的、政治的に意義深いものであることを指摘しておきたい。

〈注〉

- (1) Leach, 1976
- (2) Levi-Strauss, 1967 (1972)
- (3) Portmann, 1951 (1961)
- (4) 「家族」は核家族, 小家族, 基本家族を意味するものとする。
- (5) Lowie, 1931 : 460
- (6) Lambert, 1970 : 262
- (7) 諸島最南部ではかつてポリネシア語が使われていたが次第にマイクロネシア語のキリバス語に取って代わられたという。Oliver, 1989 : 996
- (8) Ibid.
- (9) 1841年アメリカ合衆国の探検隊が同二島に到達した時の記録を残している。Ibid., 999
- (10) Lambert, 1970 : 264
- (11) 同年代の男の子孫は女の子孫より権利に関して優越している。ただし女がはるかに年長の場合は女がより強い権利を持つ。Oliver, 1989 : 999
- (12) Lambert, 1970 : 262
- (13) Ibid.
- (14) 長男子により多くの土地を分配するので, 年少のキョーダイに他出傾向が強い。Oliver, 1989 : 998
- (15) 婚外子を認知する場合も *natina* が使われる。Lambert, 1970 : 267-268
- (16) Lambert, 1964 : 235
- (17) Lundsgaarde, 1970 : 236-237
- (18) Ibid., 232
- (19) Lambert, 1970 : 270
- (20) Lambert, 1964 : 235
- (21) Lambert, 1970 : 262
- (22) Lambert, 1964 : 236-238
- (23) op. cit.
- (24) Ibid., 236-237
- (25) Ibid., 251
- (26) 子どもの名前は実親または里親が自分の親, キョーダイの名から選ぶ。Ibid., 239
- (27) Ibid., 240
- (28) op. cit.
- (29) Maude & Maude, 1931 : 229, Lambert, 1964 : 243
- (30) Lambert, 1964 : 244
- (31) Ibid., 247
- (32) Ibid., 254

参考文献

- Brady, I. (1976) *Transaction in Kinship — Adoption and Fosterage in Oceania*. University of Hawaii Press.
- Davenport, W. (1956) Nonunilinear Descent and Descent Groups. *American Anthropologist* 61 : 557-573.
- Goodenough, W. H. (1955) A Problem in Malayo-Polynesian Social Organization. *American Anthropologist* 57 : 71-83.
- Lambert, B. (1964) Fosterage in the Northern Gilbert. *Ethnology* 3 (3) : 232-258.
- , (1970) Adoption, Guardianship and Social Structure in the Northern Gilbert Islands. In *Adoption in Eastern Oceania*. V. Carroll (ed.), pp. 261-291. University of Hawaii Press.
- Leach, E. (1976) *Culture and Communication*. Cambridge University Press. (『文化とコミュニケーション』青木保・宮坂敬造訳：紀伊国屋書店)

- Lévi-Strauss, C. (1967) *Les Structures Élémentaires de la Parenté*. Mouton Co. (『親族の基本構造』馬淵東一・田島節夫監訳：番町書房)
- Lowie, R. (1930) Adoption, Primitive. In *Encyclopaedia of the Social Sciences*. K. A. Seligman (ed.), pp. 459-460. The Macmillan Co.
- Lundsgaarde, H. P. (1970) Some Legal Aspects of Gilbertese Adoption. In *Adoption in Eastern Oceania*. V. Carroll (ed.), pp. 236-260. University of Hawaii Press.
- Maude, H. E. (1963) The Evolution of the Gilbertese *Boti*: An Ethnohistorical Interpretation. *Journal of the Polynesian Society, Supplement Memoirs*. 35 : 1-68.
- Maude, H. E. and Maude, H. C. (1931) Adoption in the Gilbert Islands. *Journal of the Polynesian Society*. 40 : 225-235.
- Oliver, D. L. (1989) *Oceania: the Native Cultures of Australia and the Pacific Islands*. Vol. 2. University of Hawaii Press.
- Portmann, A. (1951) *Biologische Fragmente zu einer Lehre vom Menschen*. Benno Schwabe & Co. (『人間はどこまで動物か』高木正孝訳：岩波書店)